

# 私道対策公共下水道設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において公共下水道処理区域内における一定の要件を満たす私道に対し、公共下水道を設置することにより、公共下水道の利用促進を図ることを目的とする。

(条件)

第2条 この要綱により公共下水道を設置することができる私道は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 道路幅が2.7m以上確保でき所有者の異なる家屋又は宅地が5以上接していること。
- (2) 道路幅が2.7m以上で固定資産税が非課税であること。ただし、非課税幅が2.7m未満の場合は、隣接地を含め道路幅が2.7m以上確保できること。

2. 前項の私道は次の各号に掲げる条件を備えているものでなければならない。

- (1) 公共下水道の布設に対し私道の所有権及び地上権等(以下「所有権等」という。)の権利を有する者すべての土地使用承諾が得られかつ、下水道管布設及び維持管理に支障となる制限を加えないこと。
- (2) 私道の使用期間は、公共下水道の存置期間とし、その間の使用料が無料であること。
- (3) 申請者全員が下水道受益者負担金及び水道料金に滞納がないこと。
- (4) 所有権等を譲渡する場合は、新たに所有権等を取得する者に、前各号に規定する条件を継承させることを確約すること。

3. 管理者が公益上特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、公共下水道を布設することができるものとする。

(申請)

第3条 前条に定める私道への下水道の設置を申請する者は、代表者を定め、私道公共下水道設置申請書(様式 - 1)に次の各号の書類を添付し、水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 所有権等を有する者の土地使用承諾書 (様式 - 2)
- (2) 公共下水道申請者名簿 (様式 - 3)
- (3) 私道の位置図及び地番図(公図)
- (4) 土地の登記事項証明書(申請日前1か月以内のもの)
- (5) その他管理者が必要とする書類

(可否の決定)

第4条 管理者は、申請があった場合は、必要な調査を行い、申請の可否を決定し申請者に通知するものとする。(様式 - 4)

(維持管理)

第5条 当該公共下水道の維持管理は管理者が行う。

2. 公共下水道が敷設してある私道の所有者等は、当該私道の形状変更を行う場合は、事前に管理者と協議を行い、承諾を受けなければならない。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は管理者が定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和61年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(様式 - 1号)

# 私道公共下水道設置申請書

平成 年 月 日

(あて先) 旭川市水道事業管理者

申請代表者

住所

氏名

( 電話

印

)

下記の私道に対し下水道管を設置願いたく関係書類を添えて申請します。

1 申請場所

2 私道幅員

3 私道延長

4 添付書類

- (1) 土地使用承諾書
- (2) 公共下水道設置申請者名簿
- (3) 私道の位置図及び地番図
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) その他必要な書類

(様式 - 2号)

# 土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

(あて先) 旭川市水道事業管理者

土地所有者

住所

氏名

印

土地の表示

住 所	地 番	地 目	面 積	摘 要
(例)旭川市 5条 2丁目	1番2	公衆道路		全部・一部使用
				全部・一部使用

上記の土地について次により使用することを承諾します。

1. 使用の目的

- (1) 公共下水道管及び付属施設の設置のため。
- (2) 公共下水道工事に支障となる水道管の布設替えのため。
- (3) 上記施設の維持管理のため。

2. 使用の期間 承諾の日より施設が存置する期間

3. 使用料 無料

4. 使用物件の維持管理に伴う作業を行う場合、通知の必要はありません。

5. 使用承諾した土地の上には、この使用期間中は、工作物の設置はもちろん維持管理上支障になることは一切行いません。

6. 土地の所有権を他に譲渡する時は、又はこれに類する行為を行う場合、その譲渡人に対して上記事項を継承させるものとし、貴市に対してその旨の連絡をいたします。

7. 使用承諾した土地の形状変更を行う場合は、事前に協議し承諾を得ることを約束いたします。

(様式 - 3号)

## 公 共 下 水 道 申 請 者 名 簿

住 所	氏 名	印
(例)旭川市 町 条 丁目	水道太郎	

(様式 - 4)

文書番号  
平成 年 月 日

様

旭川市水道事業管理者 印

## 公共下水道設置可否決定通知書

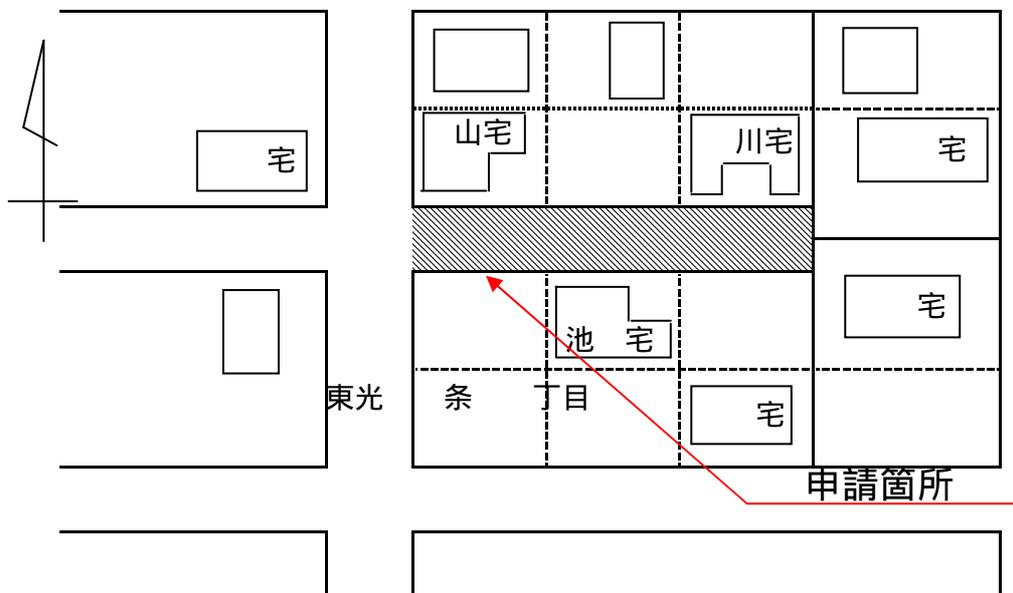
平成 年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道設置について、下記  
のとおり決定したので通知します。  
なお、条件又は理由については、各申請人に周知させてくださるようお願いします。

記

可	条 件	施工時期 特に必要な条件等を具体的に明示
否	理 由	

# 公共下水道設置申請のための参考図面

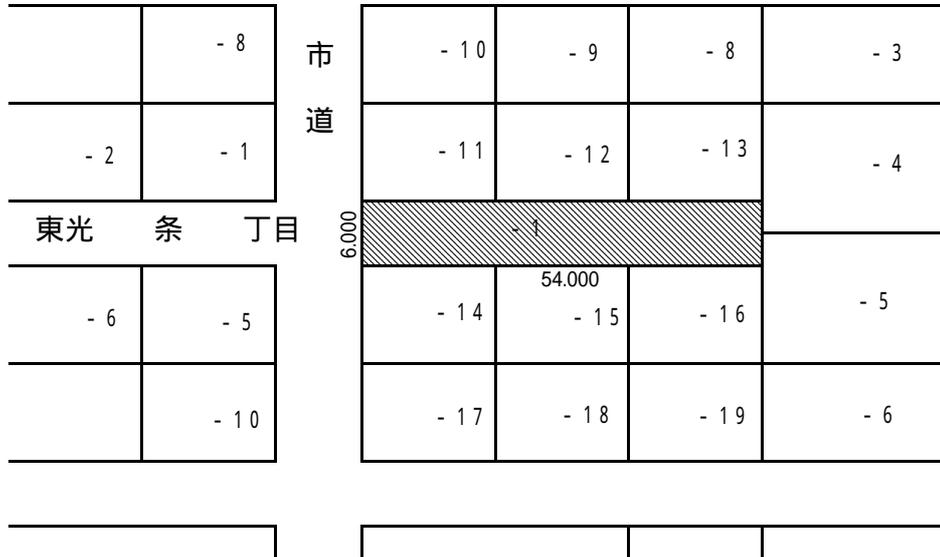
## 位置図



位置図は、1万分の1以上の縮尺の地形図とする。  
(住宅地図でも可とする)

# 公共下水道設置申請のための参考図面

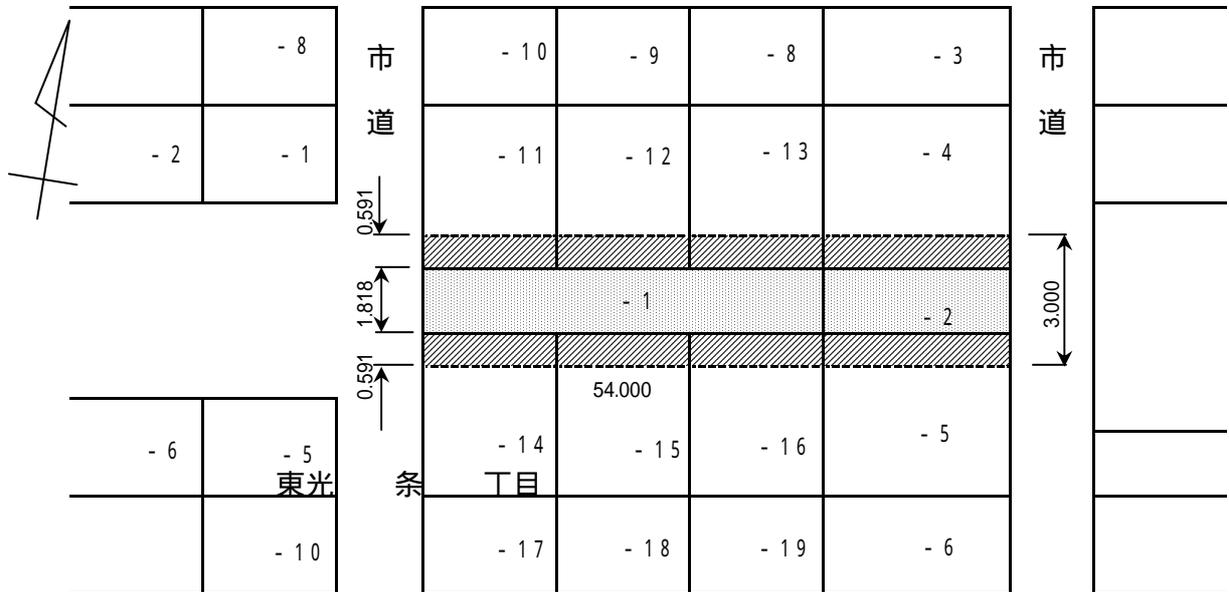
地番図(公図を基に作成すること)



申請箇所(表示方法は問わない。)

地番図(公図を基に作成すること)

非課税敷地がありこれを含め承諾する場合



非課税敷地(土地使用承諾部分)

課税分(土地使用承諾部分)